

## 下関市ウクライナ避難民一時支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ロシア連邦のウクライナ侵攻に伴い、ウクライナから避難を余儀なくされた者が、下関市において安心して生活を開始することができるよう、下関市ウクライナ避難民一時支援金（以下「一時支援金」という。）の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 一時支援金の支給の対象となる者は、令和4年2月24日のロシア連邦によるウクライナ侵攻以降に避難を目的にウクライナを出国し下関市に避難した者（以下「ウクライナ避難民」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) ウクライナ国籍を有する世帯主又はこれに準ずる者として市長が認める者
- (2) 第4条に規定する支給申請をした時点で下関市内に居住しており、かつ、第5条の規定により一時支援金の支給が決定された時点から1か月以上継続して下関市内に居住することが見込まれる者

(支給額)

第3条 一時支援金の支給額は、一世帯当たり15万円とする。

2 一時支援金の支給は、一世帯につき1回に限るものとする。

(支給申請)

第4条 一時支援金の支給を受けようとする者は、下関市ウクライナ避難民一時支援金支給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) ウクライナ避難民であることの証明書の写し等本人確認ができる書類
- (2) 預金通帳の写し等振込先の金融機関及び口座番号等が確認できる書類  
(口座振替により一時支援金の支給を希望する場合に限る。)

(支給及び不支給の決定)

第5条 市長は、前条に規定する支給申請を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めた場合は一時支援金の支給の決定を行い、下関市ウクライナ避難民一時支援金支給決定通知書（様式第2号）により支給の決定を行ったことを申請者に通知し、不適当と認めた場合は一時支援金の不支給の決定を行い、下関市ウクライナ避難民一時支援金不支給決定通知書（様式第

3号)により不支給の決定を行ったことを申請者に通知するものとする。

(支給)

第6条 市長は、前条の支給の決定をした場合には、当該支給の決定を受けた者に速やかに一時支援金を支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第7条 市長は、第5条の規定により一時支援金の支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該一時支援金の支給の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により一時支援金の支給を受けたとき。

(2) 第5条の規定により一時支援金の支給が決定された日から起算して1月に満たない期間内に下関市外に居住することとなったとき。

(3) その他市長が適当でないと認めるとき。

(返還)

第8条 市長は、第6条の規定により、一時支援金を支給した後に、前条の規定により一時支援金の支給の決定を取り消した場合は、期限を定めて、下関市ウクライナ避難民一時支援金支給決定取消・返還通知書(様式第4号)により、当該支給の決定を取り消された者に対して、一時支援金の全額を返還させるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、一時支援金の支給について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月16日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに一時支援金の決定を行った世帯に係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。